

岡山県屋外広告物規則の一部を改正する規則

第一条 岡山県屋外広告物規則（昭和四十一年岡山県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「屋外広告物表示（掲出物件設置）許可申請書（様式第一号）を正副二通知事に提出」を「知事が別に定めるところにより申請」に改め、同条第二項中「申請書」を「申請」に改める。

第四条中「屋外広告物表示（掲出物件設置）完了届（様式第二号）を」削り、「提出しなければ」を「届け出なければ」に改める。

第十一条第一項中「屋外広告物表示（掲出物件設置）更新許可申請書（様式第三号）を正副二通知事に提出」を「知事に申請」に改め、同条第二項中「により、」を「による」に、「について」を「の報告は」に、「申請書に屋外広告物（掲出物件）自己点検結果報告書（様式第四号）を添えて知事に提出」を「規定による申請と併せて」に改める。

第十二条第一項中「屋外広告物（掲出物件）変更（改造）許可申請書（様式第五号）を正副二通知事に提出」を「知事が別に定めるところにより申請」に改める。

第十五条中「様式第六号」を「様式第一号」に改める。

第十六条中「屋外広告物（掲出物件）除却完了届（様式第七号）」を「知事が別に定めるところ」に改める。

第十七条中「様式第八号」を「様式第二号」に改める。

第十七条の三中「様式第八号の二」を「様式第三号」に改める。

第十七条の四中「様式第八号の三」を「様式第四号」に改める。

第十八条中「様式第九号」を「様式第五号」に改める。

第十九条中「屋外広告物管理者設置届（様式第十号）又は屋外広告物設置者（管理者）変更届（様式第十一号）」を「知事が別に定めるところ」に改める。

第二十二条第一項中「屋外広告業登録申請書（様式第十二号）」を「知事が別に定めるところにより」に改め、同条第三項中「屋外広告業登録済証（様式第十三号）を交付することにより、」を削る。

第二十二條の二第三項及び第四項を削る。

第二十二條の三第一項中「屋外広告業登録事項変更届出書（様式第十六号）に添付しなければ」を「添付して知事が別に定めるところにより届け出なければ」に改める。

第二十二條の四中「屋外広告業廃業等届出書（様式第十七号）」を「知事が別に定めるところ」に改める。

第二十二條の五第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 営業所名

第二十二條の五第二項を削り、同条第一項を第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

条例第二十一條の十二の標識は縦二十センチメートル以上、横十五センチメートル以上とする。

第二十二條の八第一項中「特例屋外広告業届出書（様式第二十号）」を知事に提出しなければ」を「知事が別に定めるところにより届け出なければ」に改め、同条第三項中「様式第二十一号によるもの」を「次のとおり」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「登録番号」とあるのは、「届出番号」と読み替えるものとする。

第二十二條の八第三項に次の各号を加える。

一 標識は縦二十センチメートル以上、横十五センチメートル以上とする。

二 次に掲げる事項を記載すること。

イ 代表者の氏名（特例屋外広告業者が法人である場合に限る。）

ロ 届出年月日

ハ 届出有効期間

二 営業所名

ホ 業務主任者の氏名

第二十二條の八第四項中「特例屋外広告業届出事項変更届出書（様式第二十二号）」を「知事に提出しなければ」を「知事に届け出なければ」に改め、同条第五項中「特例屋外広告業届出事項変更届出書に添付しなければ」を「添付して知事が別に定めるところにより届け出なければ」に改め、同条第六條中「屋外広告業廃業等届出書（様式第十七号）」を「知事に提出しなければ」を「知事が別に定めるところにより届け出なければ」に改め、同条第七項中「特例屋外広告業届出済証（様式第二十三号）」を「その旨を通知する」に改める。

第二十三條第二項中「公告」を「公表」に改め、同条第四項中「屋外広告物講習会

受講申込書（様式第二十四号）を知事に提出」を「知事が別に定めるところにより申請」に改め、同条第五項中「屋外広告物講習会修了証書（様式第二十五号）」を「当該講習会を修了した旨を証する書面」に改め、同条第六項中「公告」を「公表」に改める。

第二十四条第二項中「様式第九号」を「様式第五号」に改める。

第二十五条の見出しを「（申請手続き等）」に改め、同条中「により知事に提出する書類」を「の規定による申請、届出及び報告」に、「書類を」を「ものを」に、「提出しなければ」を「しなければ」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（その他）

第二十六条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

様式第一号から様式第五号までを削り、様式第六号を様式第一号とし、様式第七号を削り、様式第八号を様式第二号とし、様式第八号の二を様式第三号とし、様式第八号の三を様式第四号とし、様式第九号を様式第五号とし、様式第十号から様式第二十五号までを削る。

第二条 岡山県屋外広告物規則の一部を次のように改正する。

第三条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、当該広告物等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める点検の結果を併せて報告しなければならない。

一 条例第七条第二項に規定する既設広告物等で地上から広告物等の上端までの高さ四メートルを超えるもの 条例第十二条の三第三項本文の規定による点検の

結果

二 条例第七条第二項に規定する既設広告物等で地上から広告物等の上端までの高さ四メートル以下のもの 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める点検の

結果

ア 条例第十二条の三第二項本文の規定による点検のみを行った場合 当該点検の結果（ただし、広告物等の表示面積が一平方メートル未満の場合若しくは従前の許可期間が一月以内の場合又は当該広告物等がはり紙若しくははり札等の場合は、この限りでない。）

イ 条例第十二条の三第三項本文の規定による点検を行った場合 当該点検の結果

第十一条第二項中「条例第十二条の三」を「第十二条の三第四項」に改め、「未満の場合」の下に「(地上から広告物等の上端までの高さが四メートルを超える場合を除く。)」を加える。

第十一条の次に次の一条を加える。

(点検等)

第十一条の二 条例第十二条の三第二項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 取付け部分の変形又は腐食
 - 二 主要部材の変形又は腐食
 - 三 ボルト、ビスその他の固定用金具のさび
 - 四 表示面の汚染、変色又は剥離
 - 五 表示面の破損
 - 六 その他広告物等の形状により特に点検が必要となる箇所
- 2 条例第十二条の三第三項の規則で定める事項は、次に掲げるものとし、広告物等の形状により点検を要さない事項については省略することができるものとする。
- 一 基礎部及び上部構造
 - ア 上部構造全体の傾斜又はぐらつき
 - イ 基礎のひび割れ、支柱と根巻き部分との隙間又は支柱のぐらつき
 - ウ 鉄骨部のさびの発生又は塗装の老朽化
 - 二 支持部
 - ア 鉄骨接合部の腐食、変形又は隙間
 - イ 鉄骨接合部の緩み又は欠落
 - 三 取付部
 - ア アンカーボルト及びプレートの腐食又は変形
 - イ 溶接部又は充填料の劣化その他の異常
 - ウ 取付部周辺の異常
 - 四 広告板
 - ア 表示面の腐食、破損、変形又はボルト、ビスその他の固定用金具の欠落
 - イ 表示面板及び側板を押さえる部品の腐食、破損、ねじれ、変形又は欠損
 - ウ 底部の腐食又は水抜穴の詰まり

五 照明装置

- ア 不点灯又は不発光
- イ 取付部の破損、変形、さび又は漏水
- ウ 周辺機器の劣化又は破損

六 その他

- ア 付属部材の腐食又は破損
- イ 避雷針の腐食又は破損

ウ その他広告物等の形状により特に点検が必要となる箇所

3 条例第十二条の三第三項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第二項に規定する一級建築士又は同条第三項に規定する二級建築士
- 二 建築基準法施行規則（昭和二十五年省令第四十号）第六条の六の表（一）の項（は）欄に規定する特定建築物調査員
- 三 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十四条第一項の表検査種目の欄中建築施工管理又は電気工事施工管理の技術検定に一級の区分で合格した者であつて、条例第二十一条の十一第二項第二号又は第三号に規定する課程を修了した者
- 四 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十四条第一項第一号から第三号までに掲げる主任技術者免状の交付を受けている者であつて条例第二十一条の十一第二項第二号又は第三号に規定する課程を修了した者
- 五 知事が別に認める広告物等の点検に係る技能講習を修了した者
- 六 条例第十二条の三第三項ただし書の規則で定める広告物又は掲出物件は、従前の設置の許可期間が一月以内のもの又ははり紙若しくははり札等の場合若しくは建築物に直接塗装して表示されているものとする。
- 七 条例第十二条の三第四項の規定による報告は、申請前三月以内に行つた点検の結果によるものとする。
- 八 条例第七条第一項の規定による許可の期間が一年を超える場合は、当該期間中に実施した条例第十二条の三第二項又は第三項に規定する点検の結果を、当該期間が終了するまでの間保存しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和三年十月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、同年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の岡山県屋外広告物規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。